

漢語動詞「奏す」成立考

— 漢語動詞形成漢字「奏」の意味変化 —

柚木 靖史

要 旨

の意味変化を、漢語の和語化の一例と考える。

キーワード…漢語動詞形成漢字、奏す、啓す、漢語、和語化

一 はじめに

本論文は、漢語動詞「奏す」の成立過程について、中国文献の動詞「奏」字の意味と比較しながら論じたものである。日本の上代文献である『古事記』『日本書紀』の動詞「奏」字の意味は、皇后をも対象とするという点で、『史記』などの中国文献の意味とほぼ一致する。これに対して、中古の古記録などの漢字表記文献では、動詞「奏」字の対象が天皇や院に限定される。

『源氏物語』の「奏す」の意味もこれと同じである。日本における動詞「奏」字の意味変化には、公式令で、動詞「奏」字や動詞「啓」字の使用が、それぞれ天皇や皇太子・三后に限定されたことが関わっていると考える。訓点資料では、動詞「奏」字をほぼすべて漢語動詞で読む。ここに動詞「奏」字と漢語動詞の結びつきの強さを見ることが出来る。筆者は、動詞「奏」字

本論文は、『源氏物語』において、「念ず」に続いて使用数が第二位の「奏す」について、その語幹の漢字漢語「奏」を中国の古代文献と比較することによって、漢語動詞「奏す」の成立について考えるものである。『源氏物語』で「奏す」が多用されるのは、敬語体系のなかで重要な働きを占めていることが一因であろう。すなわち、「奏す」は、一般によく知られているように、対象を天皇や院に限定し、謙讓語として機能している。このことは、仮に、「奏す」の語幹の漢字漢語「奏」が中国語由来であるにしても、すでにその外国語出自としての特異性から脱し、和語化していることが予想されるのである。本稿では、ま

ずこのことについて、動詞「奏」字を、中国文献や、日本の上代・中古の漢字表記文献での意味と比較することによって、動詞「奏」字の出自を確認することを目的とする。

なお、『源氏物語』の「奏す」には、謙讓語の「申し上げる」という意味の他に、「演奏する」という意味も存する。本稿では、この意味の漢字漢語「奏」についても、取り上げることとし、「申し上げる」と「演奏する」という意味の関係性についても、考察を試みることにする。

さて、漢語動詞「奏す」の語幹「奏」が、本邦の特に上代や中古の漢字表記文献において漢語として表記されたものか、和語として表記されたものかということについては、「奏」に読みが付されていないので、確定することは難しい。したがって、本稿では、前述してきたように漢字漢語というあいまいな用語を使うしかないが、「奏」の読みの確定は、語としての考察を進めるうえで重要な手続きであるため、調点資料を活用することによって、「奏」の読み、すなわち「ソウス」なのか「マウス」なのかということについても、可能な限り考察を試みたい。なお、本稿では、動詞「奏」字という用語を用いている。これは、本稿が漢語動詞「奏す」の成立過程について考えることを目的としているため、名詞の「奏」字を考察対象から除外していることを表す。また、本稿では、漢語動詞形成漢字という用語も用いている。この用語は、『源氏物語』の一字漢語動詞の語幹と

ともに、漢語動詞の語幹を書記という側面からとらえた用語である。特に漢字表記資料の「奏」は、和語か漢語かを決定できないことが多く、漢語動詞形成漢字という用語を設定し、その意味用法の考察をもとに、漢語か和語かを決定するという方法を取った。また、漢語動詞の語幹を漢語動詞形成漢字とまとめて捉えることによって、漢語動詞成立過程を全体的にとらえるということも目指している。

二 中国古代文献における動詞「奏」字の意味

まず、中国古代文献における動詞「奏」字の意味について、現代辞書の記述をみておきたい。まず、白川静編著『字統』での説明を引用する。

字形は笙^{しやう}などの楽器を吹奏する形のものである。楽に限らず、楽舞を献^{けん}することを奏^{しやう}といい、またそれによって祝^{しゆく}すること^をいう。それより上奏・奏言・奏書など高貴の人に奉進する意となり、また功を致^{あつ}すことを奏功^{しやうこう}という。舞楽を合わせて献^{けん}することから湊^{あつ}まる、湊集^{しやうしゅう}の意ともなる。²

この説明によれば、「奏」は、音楽を吹奏する意味をもとに、祝^{しゆく}する意味になり、上奏・奏言・奏書など、「申し上げる」と

いう意味になったとされる。実際に、文献において「申し上げる」と「演奏する」という意味が認められるが、この二つの意味の先後関係については、用例からは帰納できなかった。

以下、日本の古代文学と関わりが深く、また、古くから訓読が行われてきた『漢書』『史記』『文選』を対象に、そこで使われている動詞「奏」字の意味について確認しておく。

二―一 『漢書』

まず、『漢書』の動詞「奏」字の意味を検討する。

『漢書』には、管見に入る限り、大きく分けて、次に挙げる「申し上げる」と「演奏する」という意味が認められる。³

(1) 「申し上げる」という意味の動詞「奏」字

① 帝を対象とする例

1 趙相周昌奏常山二十五城亡二十城、請誅守尉。(一 高帝紀第一下 45頁上右4行目)

2 今欲差次列侯功以定朝位、臧于高廟、世世勿絶、嗣子各襲其功位。其與列侯議定奏之。(一 高后紀第三 51頁上左5行目)。

1の内容は、趙の相の周昌が、帝に「常山は二十五城のうち

二十城を失ったので、その罪として守や尉を誅したいと申し出した」という内容である。ここでの動詞「奏」字の意味は、「申し上げる」で、対象は帝である。2は、「高皇后が詔して、列侯の嗣子が親の位を踏襲できることについて列侯で議して帝に奏上しなさい」という内容である。したがって、ここでの動詞「奏」字の意味は「申し上げる」で、帝を対象とする例である。

② 皇太后を対象とする例

1 二年冬十月、御史大夫趙綰坐請毋奏事皇太后、及郎中令王臧皆下獄、自殺。(一 武帝紀第六 65頁下右6行目)

2 癸巳、光奏王賀淫亂、請廢。(一 宣帝紀第八 82頁上左6行目)

1は、「御史大夫趙綰が、天子の大学設置に関して、皇太后に知らせないようにしたことが罪に問われて、自殺した」という内容である。ここでの動詞「奏」字の意味は「申し上げる」で、対象は皇太后である。2は、「光が王賀の素行がよくないことを皇太后に奏上し、廢帝を請うた」という内容である。ここでの動詞「奏」字の意味は「申し上げる」で、対象は皇太后である。

③ 天を対象とする例

1 孝奏天儀、若日月光。(一 礼楽志第二 259頁下左12行目)

1 は、「孝道を天に奏上する」という内容で、ここでの動詞「奏」字の意味は「申し上げる」で、対象は天である。

(2) 「演奏する」という意味

1 高廟耐、奏武徳、文始、五行之舞。(一) 景帝紀第五 61

頁右11行目)

2 孝惠廟耐、奏文始、五行之舞。(一) 景帝紀第五 61頁上
右13行目)

1 は、「高帝の耐祭には、武徳・文始・五行の舞曲を演奏した」という内容である。したがって、ここでの動詞「奏」字は、「演奏する」という意味である。2 は、「孝惠帝の耐祭には、文始・五行の舞曲を演奏した」という内容である。したがって、この「奏」も、「演奏する」という意味である。

『漢書』の動詞「奏」字には、このように「演奏する」という意味が認められるが、すべて帝の御前か、宮廷で行われる。この点で、帝に「申し上げる」の意味との関わりが認められる。すなわち、宮廷で帝や皇太后に言葉として伝えられる場合は「申し上げる」の意味になり、宮廷で帝や皇太后に音楽で伝えられる場合には「演奏する」の意味になると考えられる。

二二 『史記』

次に『史記』の動詞「奏」字の意味を検討する。『史記』の動詞「奏」字の意味としては、次に示すように「申し上げる」「演奏する」の二つの意味がある。このうち「申し上げる」の意味では、帝を対象とする場合と、皇太后を対象とする場合とがある。

(1) 「申し上げる」という意味

① 帝を対象とする例

1 書奏天子。(孝文本紀第十 史記二本紀 652頁7行目)
2 其與丞相・列侯・中二千石・礼官、具為礼儀奏。(孝文本紀第十 史記二本紀 671頁17行目)

1 の動詞「奏」字の主体は斉の穀倉長の淳于意の末女で、対象は帝である。内容は、「自分が下婢となって宮中で働くので、父を処刑しないでほしい」という嘆願である。2 の動詞「奏」字の主体は「丞相・列侯・中二千石・礼官」で、対象は帝である。内容は、「礼儀に関する文章を申し上げる」である。『史記』の動詞「奏」字は、ここに挙げたように、そのほとんどの例が、帝を対象とする例である。

なお、「帝に申し上げる」という意味の動詞「奏」字には、次

の3のように、馬を対象とする場合がある。「殷が、『馬を献上すること』を蕃川王に奏上した」という内容である。したがって、例3も、帝を対象とする例としてよいのであるが、日本の動詞「奏」字には、このように事物、動物を目的語とする例は見出せない。

3 時者未往。会慶子男殷来献馬。因師光奏馬王所。(史記四 231頁5行目)

② 皇太后を対象とする例

1 於是、奏之太后。(梁孝王世家第二十八 史記七 世家下 1135頁7行目)

2 及健元二年、御史大夫趙綰請無奏事東宮。(魏其武安侯列 伝第四十 史記四 300頁10行目)

1の動詞「奏」字の主体は景帝で、対象は竇太后である。竇太后を母とする景帝と武は互いに疎んじ合っていたが、梁王武が亡くなったと聞いた景帝は、わが子を失った悲しみにより、食事も喉を通らない母竇太后のために、梁の国土を分けてその一部を梁王武の子供たちに与えることにした。ここで景帝が母竇太后に奏した内容は、以上のような処置をしたことについての報告である。

2の動詞「奏」字の主体は御史大夫趙綰で、対象は竇太后である。用例中に東宮とあるのは、竇太后の居所を意味するので、この場合、東宮とは竇太后のことである。御史大夫趙綰は、竇太后に奏上しないよう、天子に請うたという内容である。

この例で、帝ではなく帝の母である皇太后を対象にとっていることは、日本の動詞「奏」字の対象を天皇に限定していることと相違している。ただし、中国においても、動詞「奏」字の対象として、帝以外を取る例は、きわめて少ない。当該例においても、政治の実権は、帝を越えて母である竇太后にあることが、皇太后を対象としている原因であろうと考えられる。

(2) 「演奏する」という意味

1 高廟酎、奏武德・文始・五行之舞、孝惠廟酎、奏文始・五行之舞。(孝文本紀第十 史記二本紀 671頁4行目)

2 始奏以文、止乱以相、訊疾以雅。(樂書第二 史記四 八 書 74頁3行目)

1の動詞「奏」字の主体は舞樂の奏者で、対象は「武德・文始・五行之舞」「文始・五行之舞」である。2の動詞「奏」字の主体は古樂の奏者で、対象は「文」(文樂)である。

以上述べてきたように、動詞「奏」字の意味は、帝を対象と

するという点で、『源氏物語』の「奏す」の意味とほぼ重なる。ただし、対象として皇太后を取る場合がある点は相違点として挙げられる。先にも述べたように、中国においても、動詞「奏」字の対象はほぼ帝を対象としており、対象に皇太后を取る場合は、皇太后が帝に代わって、きわめて強い実権を掌握している場合に限るという特徴が認められる。日本でも、『日本書紀』では天皇の急死という異例の事態の場合は、皇后が対象となる例もある。

このように考えると、日本の、特に『古事記』や『日本書紀』など、上代成立の資料においては、動詞「奏」字の対象は、帝に限定しているのではなく、政治上の最高権力者である帝に代わって政治を掌握している人物が対象となると考えることもできる。恐らくは、動詞「奏」字の対象が帝や院に限定されるのは、公式令が定着してからであろう。

二―三 『文選』

次に『文選』の動詞「奏」字の意味を検討する。⁵⁾

(一) 「申し上げる」という意味

【帝を対象とする例】

1 正月従上甘泉、還奏甘泉賦以風。(文選 甘泉賦 賦篇中)

47頁4行目)

2 登明堂、坐清廟、次群臣、奏得失。(文選 上林賦 賦篇中 109頁1行目)

1の動詞「奏」字の主体は「甘泉賦」の作者である楊子雲で、対象は孝成帝である。2の動詞「奏」字の主体は群臣で、対象は帝である。奏上した内容は、政策についての提案である。

【太守を対象とする例】

3 忽獲愁霖唱 懷勞奏所誠(文選 答靈運 詩編上 367頁2行目)

3の「奏」の主体は謝靈運で、対象は謝靈運の詩を受け取った謝宣遠である。対象を帝や皇太后など、皇族ではない人物とする例である。謝靈運が詩をもって、真の心を述べたという内容である。動詞「奏」字が「申し上げる」という意味を表わす場合、今まで見てきたように、ほぼすべての例が帝を対象としており、その点で、対象に太守を取るこの例は、特殊である。あるいは、動詞「奏」字には、「申し上げる」という意味の他に、「詩文を作って送る」という意味があり、その意味の場合には、対象を帝や皇太后といった皇族に限定しないのかもしれない。今回、検索し得た中では、このような例は一例のみである。

一応、ここでは、「書いて申し上げる」という意味と考えて、「申し上げる」の意味に含めた。ただ、このような例が認められるものの、動詞「奏」字は、『漢書』や『史記』といった歴史書では、対象は、帝や皇太后、中でも帝に限定されるといつてよいであろう。

(2) 「演奏する」という意味

4 総軽武於後陳、奏|蔽鼓之嘈囂。(文選 東京賦 賦篇上 162頁4行目)

5 其奏|樂也、則木石潤色、其吐哀也、則淒風暴興。(文選 吳都賦 賦篇上 298頁3行目)

6 然後少息暫怠、雜弄間奏。(文選 長笛賦 賦篇下 295頁

5行目)

4の「奏」の対象は「蔽鼓之嘈囂」で、ここでは進軍の鼓を演奏することをいう。場面は、帝の祭礼のための進軍であるから、帝の前ということになる。5の「奏」の対象は「樂」で、ここでは帝の前での慰勞の宴の演奏をいう。6の「奏」の対象は「小曲」で、馬融である。ここでの「奏」は、帝に聞かせるための演奏ではない。

このように、「演奏する」という意味の動詞「奏」字は、帝の

前で演奏する場合もあれば、帝と関わることなく演奏される場合もある。

また、次の7の例のように、馬の鳴き声、つまりいななきを「奏」で表すこともあるが、これは、馬の声を樂器の音になぞらえたのであろう。

7 奏|胡馬之長思、向寒風乎北朔。(文選 嘯賦 賦篇下 338頁2行目)

このように、『文選』の動詞「奏」字には、「申し上げる」「演奏する」という意味がある。また、「申し上げる」という意味の他に、「詩文を作つて送る」という意味も一例見られた。この「詩文を作つて送る」という意味の例の他は、動詞「奏」字の意味は、『漢書』『史記』と、ほぼ同じであると言つてよいであらう。

三 上代の日本文献『古事記』『日本書記』の「奏」

古代中国の漢籍の「奏」の意味は、「申し上げる」「演奏する」で、「申し上げる」対象は帝が中心であるが、皇后や太守を対象とする例もあることを確認した。そこで、本節では、日本の文

献における動詞「奏」字の意味について考えていきたい。先にも述べたように、日本の文献の動詞「奏」字を考えるときには、「奏」が字音で読まれたか和訓で読まれたかということの問題としなければならぬ。

以下、日本の上代文献で、文章量の多い『古事記』『日本書紀』をとりあげ、上代における動詞「奏」字の意味について考えてみたい。

まず、『古事記』『日本書紀』の動詞「奏」字がどのように読まれたかということであるが、確定はできないまでも、和語動詞として、「マウス」「マラス」「マス」のように読まれていたであろうことが推定できる。なお、『日本書紀』の訓点資料⁶では、動詞「奏」字を「マウス」「マス」と読んでいる。凶書寮本に、「マウス」と「マス」の読みがあるが、今のところ、両訓の読み分けの基準については不明である。国史大系本では、動詞「奏」字はみな「マラス」と読んでいる。いずれにしても、動詞「奏」字を「ソウス」と漢語動詞で読んだ例はない。『古事記』『日本書紀』が書かれた時代に、漢語の使用はまだ顕著でなかったと考えられるし、「ソウス」のように、かつて音読していた「奏」を、後代の訓点資料において和語読みにしたとは考えにくいことから、『古事記』『日本書紀』の動詞「奏」字は和語で読んでいたと考えられる。

このように、『古事記』『日本書紀』の動詞「奏」字は、漢語

を表記する漢字ではないので中国語の動詞「奏」字と、直接比較することはできないが、先にも指摘したように、たとえ和語動詞を表わす漢字であったとしても、漢語形成漢字として、『古事記』『日本書紀』と、中国文献の動詞「奏」字との間で意味を比較することは、漢語動詞「奏ス」の成立過程について考えるうえで、一つの有効な手段であろう。

三―一 『古事記』

本項では、日本の上代文献の資料として『古事記』を取り上げる。⁷『古事記』の動詞「奏」字には、「申し上げる」という意味を表す使用例が認められる。対象は、神、天皇、皇后である。以下、それぞれの用例を挙げる。なお、後掲の『日本書紀』には「演奏する」という意味でも使用されるが、『古事記』にはこの意味での使用例がない。『古事記』の漢字が、一字に対して一訓が対応するという訓漢字の一例となろう。⁸

(1) 「申し上げる」という意味

【神を対象とする例】

- 1 故、遣天菩比神者、乃媚附大国主神。至于三年。不復奏
(上巻 100頁2行目)

- 2 所遣葦原中国之天菩比神、久不復奏。(上巻 100頁4行目)

3 於是、天若日子、降到其国、即娶大国主神之女、下照比売、亦、慮獲其国、至于八年不復奏。(上卷 100頁9行目)

1は「復奏」という形で使われた「奏」で、この箇所「復奏」を全集では「カヘリゴトマラス」と読む。動詞「奏」字の主体は「天菩比神」で対象は「天照大神と高御産巢日神」である。「奏」の意味は、「申し上げる」である。2も「復奏」という形で使われ、全集では「カヘリゴトマラス」と読む。この動詞「奏」字の主体も、「天菩比神」で、対象は「天照大神と高御産巢日神」である。「奏」の意味は、「申し上げる」である。3も「復奏」という形で使われ、「奏」の意味は、「申し上げる」である。

【天皇を対象とする例】

- 4 如此平訖、参上覆奏。(中卷 192頁3行目)
 5 故其軍士等、還来奏言。(中卷 202頁7行目)
 6 三人議而、令奏天皇云、(下卷 296頁8行目)

4は、「覆奏」という形で使われた「奏」で、この箇所の「覆奏」を全集では「カヘリゴトマラス」と読む。この動詞「奏」字の主体は「日子国夫玖命」で、対象は「崇神天皇」である。「奏」の意味は、「申し上げる」である。5は「奏言」という形

で使われた「奏」で、「奏言」を全集では「マヲシテイヒシク」と読む。この動詞「奏」字の主体は「軍士たち」で、対象は「垂仁天皇」である。「奏」の意味は、「申し上げる」である。6は単独で使われた「奏」で、全集では「マラス」と読む。この動詞「奏」字の主体は「口子臣」で、対象は「仁徳天皇」である。「奏」の意味は、「申し上げる」である。

【皇后を対象とする例】

- 7 於是其国王畏惶奏言。(中卷 246頁4行目)

7は、「奏言」という形で使われた「奏」で、この箇所の「奏言」を全集では「マヲシテイヒシク」と読む。この動詞「奏」字の主体は「新羅国王」で、対象は「神功皇后」である。「奏」の意味は、「申し上げる」である。『古事記』の動詞「奏」字は、神と天皇を対象とし、神代巻以後は、対象は天皇に限られていくのであるが、この一例のみ、皇后を対象とする例が認められる。これは、神功皇后が、天皇を凌ぐ権力を持っていたと考えられ、天皇に準じた扱いで、動詞「奏」字を使用したのである。

ただ、すでに確認してきたように、中国文献には、動詞「奏」字が「申し上げる」という意味を表わすときに、対象を皇太后とする例もあった。これは、皇太后が、帝を凌ぐ権威を持つて

いる場合であった。このことを考えれば、この『古事記』の動詞「奏」字の例も、中国文献の動詞「奏」字の意味を踏襲しているともみることが可能である。

三―二 『日本書紀』

本項では、『日本書紀』の動詞「奏」字の意味について確認する。管見に入る限り、『日本書紀』の動詞「奏」字は、「申し上げる」と「演奏する」という意味に大きく分けられる。また、「申し上げる」という意味の動詞「奏」字の対象は、天皇および皇后である。

(1) 「申し上げる」の意味

【天皇を対象とする例】

- 1 時弟猥又奏曰、倭国磯城邑有磯城八十梟帥。(卷三 神武 ①210頁12行目)
- 2 時椎根津彦見而奏之。(卷三 神武 ①214頁6行目)
- 3 時有人奏曰、事代主神共三嶋溝楸耳神之女玉櫛媛所生児、号曰媛蹈鞬五十鈴媛命。(卷三 神武 ①232頁2行目)

1の動詞「奏」字の主体は猥で、対象は天皇である。ここで意味は「申し上げる」という意味で、天皇を対象とした例で

ある。2の動詞「奏」字の主体は椎根津彦で、対象は天皇である。ここでの意味も「申し上げる」で、天皇を対象とした例である。3の動詞「奏」字の主体は或る人で、対象は天皇である。ここでの意味も「申し上げる」という意味で、天皇を対象とした例である。ここに挙げた例の他に「申し上げる」という意味で使われた動詞「奏」字は、次の皇后を対象として使われた一例を除き、すべて対象は天皇である。

【皇后を対象とする例】

『日本書紀』には、次の例5の一例のみ、対象を皇后とする例がある。

- 4 甲子、大臣武内宿祢自穴門還之、復奏於皇后。(卷八 忠 哀天皇 ①412頁11行目)

4の動詞「奏」字の主体は大臣武内宿祢で、対象は神功皇后である。ここで、皇后を対象にしたのは、先にも述べたように仲哀天皇の急逝のためである。皇后と、大臣武内宿祢は、国家の混乱を避けるため、天皇の喪を人民に隠し、秘かに天皇の葬儀を行った。このように天皇不在の場合には、その皇后を対象に「復奏」が行われることもあった。しかし、これはあくまでも天皇の代理であって、天皇に復奏したことになっている。し

たがって、このように皇后を対象にした動詞「奏」字の例があつたとしても、「申し上げる」という意味では対象を天皇とするという原則は変わらないと考えられる。

先の『古事記』でも、皇后を対象とした例が認められた。そこでも述べたが、これは、皇后が天皇の権力を凌ぐと考えられたためであり、そのような場合に皇太后を対象とすることが中国文献にもある。したがって、この皇后を対象にした例も、中国の動詞「奏」字の意味と関わらせて考えることができる。

後代の訓点資料を参考にすると、これら「申し上げる」という意味の「奏」は、「マウス」「マス」と和語動詞で読まれている。¹⁰

(2) 「演奏する」の意味

次の例のように、『日本書紀』には「演奏する」という意味の動詞「奏」字が見られる。ただし、これらの例は、「演奏する」という意味ではあるが、演奏する場面は、内裏や天皇の御前で行われた公式行事である。したがって、行為の対象は天皇ということになり、先の「申し上げる」と「演奏する」は、いずれも臣下が天皇に対して、言葉や音楽を送るという意味であり、完全な別義とはいえない。

5 今楽府奏此歌者、猶有手量大小、及音声巨細。(卷三 神武天皇 ①208頁9行目)

6 六月、幸避暑殿、奏楽。(卷十五 顕宗天皇 ②246頁10行目)

5の動詞「奏」字の主体は楽人で、対象は来目歌である。ここでは、「演奏する」という意味で使われている。演奏される場所は「楽府」とあるように、宮廷である。6の動詞「奏」字の主体は楽人で、顕宗天皇の御前で催された奏楽についての記事である。なお、当該箇所「奏楽」を、図書寮本では、「ウタマヒキコシメス」と読んでいる。このように、『日本書紀』の「奏」は、「演奏する」という意味で使われるとき、天皇の御前で、天皇に向けて発せられる。「奏」の読みとしては、「国史大系」を参考にすると、「ツカムマツル／ツカマツル」「キコシメス」「オコス」のように様々の和語動詞で読まれている。

四 中古の古記録における「奏」

前節では、上代の文献として、『古事記』『日本書紀』の動詞「奏」字の意味を見てきた。ここでは、動詞「奏」の意味は、「申し上げる」と「演奏する」に大きく二分され、いずれも、中国文献の動詞「奏」字と同じ意味であることを述べた。本節で

は、『古事記』『日本書記』以後に成立した漢字表記によって表記された古記録類を対象に、動詞「奏」字の意味を確認したい。¹¹

以下、用例を挙げて示したように、中古の古記録の動詞「奏」字も、上代文献と同じように「申し上げる」と「演奏する」の意味が見られる。「申し上げる」という意味の動詞「奏」字の対象は、天皇と院である。これは、『源氏物語』など平安時代和文で使われる「奏す」の対象と一致している。

(1) 「申し上げる」という意味の「奏」

【天皇を対象とする例】

- 1 于時有人大殿門・大納言主・左兵衛督及□□位以上十余人、奏大内了亦参東宮令啓。(貞信公記 延喜七年一月九日)
- 2 御説経結願後、奏右大臣薨由、有贈位事、並別給物。(貞信公記 延喜十三年三月四日)
- 3 理平為講師、親王以下預聴、説了宣命・見参等奏之(貞信公記 延喜十四年九月九日)

1の「奏」の主体は、大納言主をはじめ十余人の公卿で、対象は大内の天皇である。なお、ここでは、天皇に対して「奏」、東宮に対して「啓」という漢字の使い分けが見られる。2の主体は貞信で、対象は天皇である。3の主体は見参で、対象は天

皇である。ここに挙げていない他の例も、「奏」の対象はすべて天皇である。

【院を対象とする例】

- 4 仰左中弁、依病不能行除目事々状、令同弁奏院。(貞信公記 承平元年一月二十八日)
- 5 撰政命云、依仰以知光補藏人了之由以余被奏院、即参院奏聞(小右記 永祚元年一月十五日)
- 6 参内、撰政被奏院云、元三日間依無宜日不令参給、仍来十六□可有御対面、又来日可有春日行幸(小右記 永祚元年二月五日)

4の「奏」の主体は、左中弁で、対象は院である。ここでは、左中弁が宇多院に除目事を奏上したという内容である。5の「奏」の主体は藤原実頼で、対象は円融院である。奏聞の内容は、検非違使任命の宣旨である。6の「奏」の主体は撰政で、対象は円融院である。奏聞の内容は、春日行幸の任を道隆とすることについてである。

(2) 「演奏する」という意味の「奏」

- 7 補侍従十四人、上御南殿、依損年不奏音楽(貞信公記 延

喜十年十月一日)

8 上御南殿、其儀如常。(途中略す) 臣先着之、召親王等、

其後賜恩蓋、奏管弦。(延喜十二年十月一日)

9 有童相撲負方献物事、奏童舞、(貞信公記 延喜十四年八月十九日)

7の動詞「奏」字は、対象を「音楽」としていることから、「演奏する」の意味であると考えられる。醍醐天皇の御前での、侍従を補す儀式での演奏である。8の動詞「奏」字も、対象を「管弦」としていることから、「演奏する」の意味である。この場面は、「上御南殿」とあるように、醍醐天皇の御前で行われた御遊である。9の動詞「奏」字も、対象を「童舞」としていることから、「演奏する」の意味である。この場面は、童相撲で負けた側が物を献上し、舞を奏すというのである。童相撲は、宮中で行われた年中行事で、ここでも「奏」は、天皇の前での演奏であろう。このように、「演奏する」の意味の動詞「奏」字は、天皇の前での演奏を意味したものと考えられる。

五 訓点資料における「奏」

本節では、訓点資料において動詞「奏」字が、どのように読まれているかということについて確認する。

訓点資料について確認するまえに、古辞書に掲載された「奏」の訓について見ておく。

『色葉字類抄』では、「奏」に対して、「ソウス」「マウス」の訓が示される。いずれも、巻中での掲載なので、合点のない江戸時代書写の黒川本に頼らざるを得ないが、「ソウス」は単独で掲載され、「奏」字の右傍に「ソウス」と仮名書きされる。(中巻16丁裏5行目)ただし、この「ソウス」が「申し上げる」という意味か「演奏する」という意味か、どちらの「奏」を想定したものかは判然としない。これに対して、別のところでは第一掲出字の「申」に「マウス」が掲載され、以下、当該箇所掲出字は、「白解言辞啓普設奏謝曰告云首訪誼述」と続く。(中巻93丁目表7行目)これらの漢字は、「マウス」と読むことが可能な漢字を列挙したものである。『色葉字類抄』での「奏」に対する訓のこのような掲載のされ方から、「奏」は、「ソウス」という訓が第一候補であり、「マウス」という訓は、「奏」の読みとしては、掲載順位が後になることから「ソウス」ほど一般的な訓ではないようにみえる。

これに対し、『類聚名義抄』では、「奏」の訓として、「ス、ム」「ユルス」「ユタカニ」「ヤスシ」「オクル」が挙げられ、「ソウス」の訓は無い。(僧下 95頁)『類聚名義抄』では、一般的な訓でないものも含めて、広く「奏」の和訓を掲載したのである。また、大般若経音義や金光明最勝王経音義などの音義類

でも、「奏」に対して「タテマツル」「マウス」の訓が記されるが、「ソウス」の記載はない。

これら古辞書に見られる「奏」の訓に対して、実際の、残存する漢籍や仏典の訓点資料には、動詞「奏」字は、ほぼすべて漢語動詞として読まれており、多様な和訓で読まれる漢字ではない。ただし、『日本書紀』の訓点資料は、「マス」(用例1)「マウス」(用例2)「キコシメス」(用例3)と読まれる。(このうち「キコシメス」は、「奏楽」で「ウタマヒキコシメス」と読まれ、「演奏する」という意味の「奏」の訓である。)このように、他の訓点資料と異なり、漢語動詞ではなく、和語動詞で読んでいるのは、上代に成立した文献であり、和訓を中心とする伝統的な読みを、「奏」の読みに適用しているからであろう。

- 1 天皇之瘡ミミヤヒイコノサカリナリウセタマヒテム 軼シ 盛シ 終ハ (ト) 將欲スル、時に鞍部多クサツケリ (平)
- 須ス (平) 奈ナ (上) 進シ (みて) 而奏マツて曰ク (図書寮本 73行目 卷第二十一 用明紀崇峻紀)
- 2 群臣ムラヒト、議定マツセて奏マツ之ヲ。(図書寮本 65頁 第十三 允恭紀安康紀)
- 3 六日ス、シキ 避暑ウタマヒヒシメス殿に幸ユキて、奏マツ 樂ヲ。(日本書紀 図書寮本 卷十五 217行目)

『日本書紀』を除き、読みが確定できる例で見ると、漢籍、

仏典の訓点資料では、動詞「奏」字は、漢語動詞で読まれていることが確認される。以下、まずは、漢語動詞として読まれたことが確かな例として、「奏」字に声点が付されている例を示す。

- 4 因リ テ其ノ事ヲ (去) ヲ奏リ (去) ス、勅シテ「遣ハ」〔反読〕 群ヲ (平) 公ノ (平軽) 学ヲ (入軽) 士ヲ (去) 等ヲシテ慈恩ノ (寺) ニ往ル (キ) テ三藏ニ 請ヒ (ヒ) テ呂公與ト 對シ (平) 定ム (平) セ遣ム (興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝 卷八・295行目)¹²⁾
- 5 秋七月ニ法師ニ勅シテ徒ツリテ還ル (リ) テ西明寺ニ居ラシム、(途中省略) 奏リ (去) スラク、(興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝 卷十・6行目)

これらの例は、動詞「奏」字に去声点が付されていることから、「マウス」のような和語動詞として「奏」字を読んだのではなく、漢語動詞「ソウス」として読んだことが明らかである。なお、これらの動詞「奏」字の意味は「申し上げる」で、対象は異国の王である。

また、「奏」の読みを「ソウ」と仮名で付訓された例も存する。これらの例も、動詞「奏」字を、漢語動詞として読んだことが明らかな例であろう。なお、次の6、7の例は、「楽」を対象にしていることから、どちらも「演奏する」という意味である。

6 太一師は楽を奏^{ソウ}奏^{ソウ}ことを典^{ツカサトル}。(群書治要 卷7 札記 29行目)¹³

7 即^イチ上^イテ楽^{ガク}ヲ奏^{ソウ}ス ソウ(法華文句 57丁裏1行目)¹⁴

さらに、動詞「奏」字に声点が施されていない多くの例についても、その活用形によって、漢語動詞として読まれたと推定できる。管見に入る限り、訓点資料の動詞「奏」字に、「マウス」のようにサ行の四段活用であることを示す、未然形「サ」や連体形「ス」などの活用語尾が付された例は、見られない。以下、活用形ごとに、訓点資料の動詞「奏」字の例を示しておく。なお、已然形については、活用語尾が付されている例は見出せなかった。

【未然形】

8 臣^(シ)、奸^(カ)邪^(シ)有^(テ) (ラ) は、正^(セイ)衛^(カ) (平) (平、角) 奏^(ソウ)セむ。(神田本白氏文集 卷四247行目)¹⁵

【連用形】

9 又奏^(ソウ)シテ法師ヲ請^(マ)シテ菩薩戒(ヲ)受^(ク)。(興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝 卷八351行目)

【終止形】

10 候望^(モ)スル者知^(チ) (リテ) 「而」奏^(ソウ)ス。王乃^(チ) 邑^(ツ)ヲ築^(ツ)ク (興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝 卷三372行目)

【連体形】

11 ター郎^(セキ)の賀^(カ)する所^(トコロ) 【左、ハ】、皆^(モト)徳^(トク)一^(トク)音^(オン)、春^(ハル)一^(トク)官^(クワン)、毎^(ツネ)に奏^(ソウ)スル、唯^(タリ)、祥^(サマ)一^(トク)瑞^(ズイ)なり (神田本白氏文集 卷四362行目)

【命令形】

12 乃至^(トシテ)人^(トシテ) (として) 解^(トク) (す) る无^(ハ)く・者^(ハ)阿闍梨^(ア)当^(トク)に自^(ラ) (之を奏せよ。(高山寺藏大毘盧遮那成仏経疏 卷八505行目)¹⁶

すでに述べてきたように、訓点資料において、動詞「奏」字は、「申し上げる」「演奏する」のどちらの意味の場合でも、漢語動詞として読まれているといつてよい。

なお、管見に入る限り、動詞「奏」字を和語動詞で読んだ例としては、用例13のように、「演奏する」という意味の動詞「奏」字を「ノノシル」と読んだ例がある。しかしながら、この例も、「ノノシル」という仮名とともに「す」のヲコト点があり、漢語動詞読みもされていると考えられる。したがって、「演奏する」という意味の動詞「奏」字も、漢語動詞読みが中心であったと考えられる。

13 楽^(ツ)一人^(ツ)乗^(ツ)を以^(テ) (て) 音楽^(ツ)を鼓^(ツ)チ奏^(ツ)ス (大唐西域記 卷五152行目)¹⁷

以上述べてきたように、訓点資料において、動詞「奏」字は、

「申し上げる」「演奏する」という意味の違いとは無関係に、すべて漢語動詞として読まれていると考えてよい。加点者は、漢籍や仏典で、動詞「奏」字に接したとき、読みとしては、漢語動詞として読むことを意識し、和語動詞の読みは想定されなかったことになる。

六 『源氏物語』における「奏す」

最後に、『源氏物語』の「そう(奏)す」について、今までの漢籍・仏典および日本の古記録の動詞「奏」字の意味と比較しつつ、その共通点と相違点について見ておく。¹⁸

『源氏物語』の「そう(奏)す」には、以下のように「申し上げる」という意味と「演奏する」という意味に二分される。そして、「申し上げる」という意味の「そう(奏)す」は、対象として「天皇」を取る例と、「院」を取る例に分かれる。これら、『源氏物語』の「そう(奏)す」の例は、古記録の動詞「奏」字の意味と合致する。

これらのことから、『源氏物語』の「奏す」が成立した過程は次のように考えられる。まず、中国文献の動詞「奏」字に、帝を対象とする「申し上げる」という意味の動詞「奏」字と、「演奏する」という意味の動詞「奏」字があり、『古事記』や『日本書紀』では、この中国の「奏」の使い方に準じた。『古事記』や

『日本書紀』の動詞「奏」字の読みとしては、漢語動詞ではなく、和語動詞「マウス」「マス」(「演奏する」という意味の「奏」は「キコシメス」等)として読んでいた。したがって、漢語の「奏」として、中国から「奏」を受容したわけではない。時代が降って、平安時代の訓点資料では、漢籍・仏典で使われる動詞「奏」字は、すべて漢語読みがされ、「マウス」「マス」「キコシメス」などの和語動詞として読まれることは、ほぼ無かった。このように動詞「奏」字と「ソウス」の結びつきは深いものであった。

一方、平安時代の古記録類に目を転ずれば、その中で使われる動詞「奏」字の意味は、中国文献の動詞「奏」字や、日本の上代文献『古事記』『日本書紀』とほぼ同じであるが、日本には、皇族の最高権力者として「天皇」の他に「院」があり、古記録の動詞「奏」字は、この「院」に対しても使われている。これは、『源氏物語』等の和文と用法が一致することから、古記録類の動詞「奏」字は、漢語動詞で読まれたのであろう。中国文献の影響の強い上代の漢字表記文献の「奏」に対して、古記録類の「奏」は和語化が進んでいる。おそらく、そこには、公式令における「奏」「啓」に関する法令の定着も関わっているであろう。推測になるが、「奏」の和語化に伴って、意味範囲の広い「マウス」「マス」と区別するために、「ソウス」という漢語動詞が成立したのかもしれない。

以上、中国古典文献や日本の上代文献の用例、平安時代の古記録類の用例をもとに、動詞「奏」字の意味を検討し、『源氏物語』の「奏す」の成立について考えてきた。考察の結果としては、『源氏物語』の「奏す」は、中国古典文献の動詞「奏」字をもとに作られたと考えた。ただし、『源氏物語』の「奏す」の由来を、単に中国文献の動詞「奏」字にそのまま求めることはできないと考える。『源氏物語』の「奏す」には、中国文献の「奏」字には見られない、意味の限定化が認められることから、漢語の和語化が認められる。このように考えるのは、『源氏物語』に使われる「啓す」の存在があるからである。つまり、動詞「奏」字が和語化して成立した「ソウス」は、動詞「啓」字の和語化、そして「ケイス」の成立が背景にあったと考えられる。なお、漢語動詞「ケイ（啓）ス」の成立については、稿を改めて論じたい。

中国古典文献において、動詞「奏」字と動詞「啓」字は、対象を明確に区別しておらず、日本のように意味をお互いに分担させていない。日本では、「奏す」は天皇と院を対象に取り、「啓す」は対象に皇太子と三后を取るといったように、対象を分担させている。その結果、日本では、文章中の「奏す」「啓す」を見ただけで、誰に申し上げているのかということが分かるのである。この「奏」「啓」の使い分けは、公式令によるのである。公式令には「奏」「啓」を音読すべきことは記述されていない。

いが、意味の広い和語動詞「マウス」を補うために、「奏」字の漢語化が進んだのであろう。そこには、漢字漢語の持つ、意味の限定化、専門化という特質が活かされたであろう。「奏す」の成立をこのように考えるとき、これも漢語の和語化の一例としてみてよいであろう。

なお、『源氏物語』の「奏す」に、「申し上げる」という意味の他に「演奏する」という意味があるのは、訓点資料で動詞「奏」字を「申し上げる」「演奏する」という意味の違いに関係なく漢語動詞で読むことがあり、それが反映されて「演奏する」という意味の「奏す」が成立したのかもしれない。ただ、「演奏する」という意味の「奏す」も、天皇の眼前での演奏に限られており、その点で、この「奏す」も天皇や院に「申し上げる」という「奏す」との関りは認められるのであり、中国古典文献の「演奏する」の意味の動詞「奏」字の意味と完全に一致するわけではなく、ここにも漢字漢語「奏」の和語化を見ることができるのである。

〈『源氏物語』の「奏す」の例〉

(1) 「申し上げる」という意味の「奏す」

【対象に天皇を取る例】

1 今宵過ぐさず御返り奏せむ(桐壺) ① 31⑮

【対象に院を取る例】

2 院にも、ありさま奏しはべらむに(奏) ②63⑥

(2) 「演奏する」という意味の「奏す」

3 調子ども奏するほどの(乙女) ③72③

七 おわりに

以上、漢語動詞「奏す」の成立過程について、漢語形成漢字「奏」の意味と関わらせながら論じてきた。日本の漢字表記文献の動詞形成漢字「奏」に読みが付されていないことから、推論に依らざるを得ないところもあるが、結論としては、『源氏物語』等の和文で使われる「奏す」の成立には、漢語動詞形成漢字「奏」の和語化が関わっていると考えた。「奏す」「啓す」は、一対の語として国語文の中で、敬語として重要な働きをしている。その敬語大系のなかにあつて、対象を限定するという特殊性も兼ね備えた語である。日本語にとって重要な敬語の一翼を担う語が、漢字漢語の和語化によって成立したということは、日本における漢字漢語受容の奥深さと多様性を見ることができるのである。和語中心で書かれる『源氏物語』等の和文にあつて、語の意味の限定化、特殊化の働きを担い得るといふ漢字漢語の特質は、文章の意味の理解しやすさ、意味内容の厳密さを醸成する役割を担っていると考えられるのである。

注

1 「奏す」の「奏」を、語基とするか語幹とするかについては、判断が難しいが、ここでは語幹とした。漢語動詞のうち特に「奏す」のような一字漢語動詞は、「奏」の部分が単独で使われることがほとんどない。このことから、「奏す」を「奏」に「す」が付して成立した複合語と考えず、「奏す」で一語と考えて、「す」を活用語尾、「奏」を語幹とした。

2 白川静著 平凡社 二〇〇四年二月一日 559頁

3 『漢書』における動詞「奏」字の検索は、漢籍電子文献のホームページを使用した。また、本文は、和刻本正史3・4(汲古書院一九七三)によった。

4 『史記』における動詞「奏」字の検索は、漢籍電子文献のホームページを使用した。また、本文は、新釈漢文大系(明治書院一九七三—二〇一四)によった。

5 『文選』における動詞「奏」字の検索は、国訳漢文大成 文選上・中・下の本文を筆者が通読する方法によった。本文は、新釈漢文大系(明治書院 一九六三—二〇〇二)によった。

6 岩崎本、前田本、図書寮本、吉田本、天理本による。『岩崎日本書紀 国宝』(京都国立博物館所蔵/京都国立博物館編 勉誠出版、二〇一三年)、『日本書紀』(前田育徳会尊経閣文庫編 二〇〇二年)、『日本書紀 圖書寮本』(石塚晴通著、美季出版社、一九八〇年—一九八四年)、『国宝吉田本日本書紀』(京都国立博物館所蔵/京都国立博物館編 勉誠出版、二〇一四年)、『日本書紀 乾元本』(天理大学附属天理図書館編集、天理大学出版部、二〇一五年)

7 用例は、『古事記』(小学館 二〇〇三年 山口佳紀 他 校注・訳)による。

8 古事記音訓表(上)(下)(小林芳規著「文学」第四十七卷第八号第十一号昭和五十四年八月・十一月)、『古事記』(小林芳規著青木和夫・石母田正・佐伯有清著「日本思想大系」第一卷岩波書局昭和

- 和五十七年)
- 9 用例は、『日本書紀』(小学館 一九九四年 小島憲之 他 校注・訳)による。
- 10 動詞「奏」字を「マウス」と読んだ例は、岩崎本、前田家本、圖書寮本、吉田本、天理本に見え、「マス」と読んだ例が圖書寮本に見える。
- 11 用例の検索は、東京大学史料編纂所のホームページのデータベースのうち、古記録フルテキストによった。
- 12 『興福寺本大慈恩寺三藏法師傳古點の国語学的研究』(築島裕著 東京大学出版会 一九六五年—一九六七年)
- 13 尾崎康 小林芳規共解題 汲古書院、1991 古典研究會叢書漢籍之部 第15卷
- 14 『東大寺図書館蔵本「法華文句」古点の国語学的研究本文編』(西崎亨 桜楓社 一九九二)
- 15 『神田本白氏文集の研究』(太田次男 小林芳規著 勉誠社 一九八二)
- 16 『高山寺古訓点資料 第三』(高山寺典籍文書綜合調査団 東京大学出版会 一九八六年)
- 17 『改訂版 古點本の國語學的研究 譯文篇』(中田祝夫著 勉誠社 一九七九)
- 18 『源氏物語』における用例の検索は、『源氏物語大成』(池田亀鑑編 著 中央公論社 一九五三)を使用した。本文は、『新編日本古典文学全集』(阿部秋生 他 校注・訳 小学館 一九九四—一九九八)によった。

